

第 475 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 7 月 3 日（月） 14：00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

平野室長	<p>定刻になりました。本日は御多忙のところ御出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、使用者側代表の竹中委員並びに松野委員の 2 名が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としており、4 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 475 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）について」です。</p> <p>岐阜労働局長から諮問を受けます。</p>
千葉局長	<p>それでは、諮問をさせていただきます。</p> <p>（会長席の前へ進み諮問文を朗読、諮問文を会長に手渡す）</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
高橋会長	<p>（諮問文を受け取る）</p> <p>承知いたしました。</p>
<p>（局長、会長は席に戻る）</p>	

事務局	(諮問文の写を全員に配布)
高橋会長	ただ今お受けしました諮問について、説明してください。
千葉局長	<p>日頃から岐阜地方最低賃金審議会の運営並びに労働行政の推進に御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。</p> <p>ただ今、岐阜県最低賃金の改正につきまして、岐阜地方最低審議会に諮問いたしましたので、諮問理由について御説明申し上げます。</p> <p>地域別最低賃金の改正の諮問につきましては、最低賃金額の決定要素となります岐阜県内の労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力について、改正を必要とする程度の変化が客観的に認められることが要件となります。</p> <p>まず、労働者の生計費についてですが、資源価格の上昇や円安の影響等により消費者物価が上昇しておりまして、令和5年5月の岐阜市の消費者物価総合指数をみますと、令和2年を100とした場合に105.0となりまして、前年同月比で3.3%の上昇となっています。</p> <p>前年同月比の数値の推移で見てみますと、令和3年10月から令和5年5月まで18か月連続で前年同月を上回っていることに加えまして、上昇率につきましても、令和4年9月から令和5年5月まで9か月連続で3%以上で推移しております。</p> <p>次に労働者の賃金でございますが、「連合岐阜2023春季生活闘争第4回賃上げ集計結果」によりますと、6月6日現在の岐阜県の2023年度の定昇込みの賃上げ率は加重平均で3.42%となっております。昨年実績の1.89%を大幅に上回っております。</p> <p>また、一般社団法人岐阜県経営者協会が集計しております「2023年春季労使交渉・賃金改定調査最終報〔第13報〕」によりますと、今期の定昇込み賃上げ率は単純平均</p>

で 3.17%でありまして、昨年実績の 1.94%を大幅に上回っております。

加えまして、毎月勤労統計調査結果によりますと、岐阜県内規模 5 人以上の事業所の令和 5 年 4 月のきまって支給する給与は、247,127 円でありまして、3 か月連続で前月を上回って、前年同月比につきましては、0.0%で同水準となっております。

最後に通常の事業の賃金支払能力についてですが、財務省東海財務局岐阜財務事務所が公表しております令和 5 年 4 月判断の岐阜県内経済情勢報告によりますと、個人消費、生産活動ともに緩やかに持ち直しており、雇用情勢については、緩やかに改善しつつあると評価し、総括判断として「岐阜県内経済は、持ち直している」としております。

また、岐阜労働局が公表しております有効求人倍率の状況によりますと、5 月の有効求人倍率は、前月より 0.02 ポイント上昇し 1.58 倍となりまして、令和 3 年 10 月から 20 か月連続で 1.5 倍台の高水準を維持しています。

以上 3 つの要素について総合的に検討いたしましたところ、最低賃金の改正を必要とする程度の変化が客観的に認められると判断されることから、諮問をさせていただいた次第です。

なお、6 月 16 日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、いわゆる「骨太方針」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」において、最低賃金に関する記載がございます。読み上げさせていただきますと、

「最低賃金については、去年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均 1,000 円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかり議論を行う。

また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示

	<p>すランク数を4つから3つに見直したところであり、引き続き、その是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる。」</p> <p>とされております。</p> <p>審議会の委員の皆様方におかれましては、こうした状況につきましても御配意いただいた審議をお願い申し上げます。</p>
高橋会長	<p>ただいま、説明がありましたとおり、千葉局長から岐阜県最低賃金の改正決定について調査審議を求められたところでございます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問等はございませんでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき専門部会を設置し、慎重に審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>次に本日の配布資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>御説明いたします。</p> <p>お手元の資料目次及び配布資料を御覧ください。</p> <p>資料No.1から資料No.7までが、最低賃金改定に係る資料です。</p> <p>まず、生計費に係る資料として、資料No.1(1ページ)です。岐阜県が公表しております令和5年5月の岐阜市消費者物価指数です。</p> <p>それから、資料No.2(3ページ)になります。平成20年以降の全国と岐阜市の消費者物価指数の推移です。</p> <p>次に、賃金に関する資料として、資料No.3(5ページ)になります。連合岐阜の6月6日現在の春闘妥結状況に関する集計結果、それから資料No.4(7ページ)です。岐阜県経営者協会の6月26日現在の春闘妥結状況に関</p>

	<p>する集計結果です。</p> <p>それから、資料No.5（19ページ）です。岐阜県が公表しております令和5年3月の毎月勤労統計調査の産業別現金給与額と産業の中分類を含む推移に関する資料です。</p> <p>次に事業の賃金支払能力に関する資料としまして、資料No.6（27ページ）になります。岐阜財務事務所が公表しております令和5年4月判断の岐阜県内経済情勢報告、それから資料No.7（33ページ）です。岐阜労働局が公表しております令和5年5月の「有効求人倍率の状況」です。</p> <p>次にその他の資料として、資料No.8（41ページ）。厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への目安諮問文の写しです。</p> <p>それから、政府方針に係る資料として、資料No.9（43ページ）です。6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる「骨太方針」と資料No.10（49ページ）。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」です。最低賃金に関する部分は波線で表示してあります。</p> <p>最後に専門部会の議事公開に関する資料としまして、資料No.11（53ページから55ページ）です。「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」です。議事の公開に関する部分について波線で表示してあります。</p> <p>以上が本日の資料となります。</p>
高橋会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題2「岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開について」でございます。事務局から説明してください。</p>
平野室長	<p>岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事並びに議事録の公開についてです。</p>

岐阜県最低賃金審議会の公開については、本審は本日のように傍聴人を入れた形で開催し、議事録をホームページに掲載する方法で公開しておりますが、専門部会に関しては、率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の部会長判断により非公開として、傍聴人を入れず、また、議事録ではなく議事要旨をホームページに掲載する方法での公開としております。

これは特定最低賃金の審議についても同様です。

他局における専門部会の議事公開の状況ですが、昨年度までで言いますと、全体の半数は岐阜局と同じで非公開、その他の局では一部公開としております。

なお、一部公開の方法は局によって異なっておりまして、公労使三者が集まって議論を行う場のみ傍聴人を入れ、公労若しくは公使のいわゆる二者協議を非公開とする方法や金額審議以外の議事が行われる第1回目の部会のみを公開する方法、その他部会の冒頭のみ傍聴人を入れ公開し、その後は非公開とするという方法など様々でございます。

こうした状況の中、令和5年4月6日付けで「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」がなされました。資料No.11、54ページから55ページをご覧ください。

先の5月15日に開催されました第474回岐阜地方最低賃金審議会において、この内容を事務局より御説明したところですが、議事公開に関しては「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされております。今年度から中央最低賃金審議会の目安小委員会においては、公労使三者が集まって議論を行う部分を公開する予定とされているところです。ここでいう公開は傍聴人を入れて開催するものです。

地方最低賃金審議会においても、議論の透明性の確保

	<p>については同様の課題があり、中賃の全員協議会報告を受け、現在非公開としている大半の局の審議会において、傍聴人を入れた議事の公開及び議事録公開を行うかどうかについて審議する予定としており、岐阜局においても今回議事及び議事録の公開についての審議を議題として入れさせていただきました。</p> <p>当局における専門部会の議事及び議事録の公開の方法については、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の内容に準じ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、傍聴人を入れ議事を公開すること及びその部分については議事録を公開するという方法が考えられますが、それ以外の方法も含め、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>それでは、事務局から御説明いただきましたので、委員の皆様には何か御質問を頂戴できたらと思っております。何か御質問等ございませんでしょうか。</p>
野原委員	<p>中央の目安制度の在り方の全員協議会でこういう意見が出たということですね。</p>
平野室長	<p>全員協議会で議論した結果として報告が出たということです。報告では、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」という結論が出ていますので、地方の審議会は独立性がありますが、中央の審議会の方針を踏まえて審議を進めていく中で、こういった課題を議論していただきたいと考えました。</p>
野原委員	<p>決定する機関を確認したいのですが、中央審は全員協議会という場でこういう意見が出たということですが、地方については、審議会の場でそれを決めるということですか。</p>
平野室長	<p>公開について、現行の専門部会規程によりますと、部会長の判断となっておりますが、専門部会の設置は審議会で決定されるということから、専門部会での審議の進め方については、審議会において決めるものと考えており</p>

	<p>ます。</p> <p>それを受けて、専門部会で部会長が判断することになります。</p>
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。その他何か御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議事公開及び議事録公開の在り方につきまして、労使双方の委員の方から御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>今回の議事の公開につきましては、議論の透明性等を考慮すれば、公開することについては賛成でございます。</p> <p>ただし、公開するタイミング、いつから公開するのか、どのように公開していくのかということに関しましては、公労使で時間をかけて議論してからでよいのではないかと考えております。慎重な判断がいるのではないかと考えてございます。</p>
高橋会長	<p>使側の委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>情報公開の流れというものを全く否定するものではございません。その方向だと思っておりますが、公開することが、率直な意見の交換にどのような影響を与えるのかそういったことを踏まえて検討する必要があると思っております。方法、時期、そういったことを公益委員の方、使用者側委員の方と議論して慎重に検討していく問題だと考えております。以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今頂戴しました御意見をまとめますと、公開の方向性については、良いのではないかと御意見だったと思っております。</p> <p>ただし、率直な意見交換が阻害される恐れがあるということから、どのタイミングであるいはどのような形で</p>

	<p>公開すべきかにつきましては、もう少し時間をかけてじっくり審議をした上で決定すべきではないか、そのような御意見であったと理解をいたしました。</p> <p>議論の透明性の確保自体は大変重要な認識でございますが、労使双方の御意見を踏まえますと、現時点では公開について、方向性は賛成だという御意見だったわけですが、直ぐに公開することについては、賛成の御意見がなかったと判断できますので、公労使三者が集まって議論を行う場を直ちに公開することは困難ではないかと、今後時間をかけてこの件に関する審議を深めていく必要があると考えました。</p> <p>委員の皆様いかがでしょうか。</p>
川本委員	<p>先程、労側から原則公開については賛成だという御意見がありましたし、使用者側も否定はせず公開については、やっていく方向だという意見だったと思うのですが、それに関して会長が仰られた「全く審議をやらないという方向だった。」という総括ではなかったという感じがしたのですが。やるという方向での意見であったと私は受け止めたのですが。</p>
高橋会長	<p>使側の委員の方からの御発言も公開の方向には賛成であると理解しました。ただし、公開の仕方あるいは時期についてはもう少し慎重な審議が必要であると理解しましたが、澤村委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>もう少し時間をかけて、方法、時期を議論するとの意見でございます。</p>
高橋会長	<p>公開に向けての方向性は賛成されているわけですが、どのタイミングかあるいは公開の仕方については、もう少し公労使三者でしっかり議論した上で決定すべきではないかとの御意見であると理解しました。</p> <p>その点では労側の委員の皆様の御意見も同じではないかと考えますが、その通りでよろしいですか。</p>

川本委員	公開のタイミングというのは、今年なのか来年なのかということ仰っているのか、あるいは、議論した後何週間、何か月後の公開ということ仰っているのか、どちらのイメージでしょうか。
栗本委員	審議を踏まえ今年度から公開するか、それとも来年度からスタートするかも含め検討してはどうかというものでございます。
川本委員	わかりました。
高橋会長	<p>いつ公開するのかということも含めて議論をして合意の下で進めるという御意見かなと理解しているところでございます。</p> <p>それでは、改めてまとめさせていただきますが、労使双方とも公開するという方向性については一致していると判断をさせていただきました。</p> <p>ただし、公開の仕方及び時期につきましては、より慎重に審議が必要ではないかという御意見だったと思います。</p> <p>従いまして、今後そのような議論をするという前提でございしますが、即今から原則公開をするという御意見ではなかったと思います。</p> <p>そのようなまとめとさせていただきたいと思います。</p>
川本委員	今、労使は意見を述べたわけですが、公益側の先生方はどのような御意見でしょうか。
高橋会長	<p>特に公益委員全体の意見として一致しているわけではないので、私の意見として申し上げさせていただきます。</p> <p>やはり原則は、労側の皆様と使側の皆様が合意された方向で進めるべきではないかというのが様々な問題に関しての公益側の立場でございます。</p> <p>従いまして、労側の皆様と使側の皆様が合意されるまでは公開はできないのではないかと。どのように公開する</p>

	<p>か公開の時期も含めて両者の委員の皆様が合意された上で公開を進めていく、そのような立場と申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、何度も申し上げているところでございますが、現時点では、公労使三者が集まって議論を行う場を直ちに公開することは困難ではないか、今後時間をかけてこの件に関する審議を深めていくことが必要であると判断いたしました。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
各委員	(発言なし。)
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事公開並びに議事録公開については、継続して審議していくことといたします。</p> <p>事務局よろしいでしょうか。</p>
平野室長	<p>今後の審議会においても引き続きご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、他局の状況については、逐次確認し審議会において報告いたします。</p>
高橋会長	<p>それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題3「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>はい。では、その他について2つありますので御説明いたします。</p> <p>1つ目は、公示に関する連絡事項です。</p> <p>本日、岐阜県最低賃金の改正決定の諮問を受けて、専門部会を設置することを御確認いただきました。</p> <p>そこで、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第4項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行することとし、推薦期限を7月24日(月)とします。</p>

	<p>併せて、最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示においても本日行うこととし、意見書の提出期限を同じく 7 月 24 日（月）としますのでよろしくお願い致します。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等はございますか。</p>
各委員	<p>（発言なし。）</p>
高橋会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、2 つ目でございます。事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>令和 5 年 6 月 28 日付けで、全労連東海北陸地方協議会から岐阜地方最低賃金審議会会長あてに「猛烈な物価高騰のもとで最低賃金 1500 円、全国一律制などを求める要請書」が提出されたことについての御報告です。</p> <p>要請書の内容としましては、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること、最低賃金の改定を年 1 回に限らず行うこと、全国一律最低賃金制度を実現すること、他 5 項目の要請事項となっています。</p> <p>また、要請書には関係資料が添付されています。</p> <p>当審議会の申合せ事項において、「審議会あて提出された文書について、諮問後の意見聴取公示又は審議会意見に関する異議申出公示に基づいて提出された関係労働者又は関係使用者からのもの以外については、審議会で提出のあった旨を報告し、審議会においてその都度取扱いを決定する。」とされています。</p> <p>つきましては、この要請書の取扱いについて御審議をお願いします。</p> <p>なお、要請書の宛先は、岐阜労働局長が併記されていますことを併せて御報告いたします。</p>
高橋会長	<p>それでは、ただ今事務局から報告のありました全労連</p>

	<p>東海北陸地方協議会からの要請書の取扱いについて、御意見を伺います。</p> <p>労働者側委員いかがですか。</p>
栗本委員	<p>要請書の取扱いにつきましては、例年はどのような取扱いにされているのか御教授いただければと思います。</p>
平野室長	<p>審議会長あての要請書が提出された場合、皆様には要請書は配布せずに審議会に内容を報告しています。</p> <p>昨年度の事例では、要請書は審議会の資料とはせずに審議会終了後に皆様に参考配布しています。</p>
高橋会長	<p>よろしいですか。</p>
栗本委員	<p>はい。</p>
高橋会長	<p>では、使用者側委員いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特段ございません。</p>
高橋会長	<p>積極的な取扱いについての御意見はなかったと御理解させていただきました。</p> <p>従いまして、全労連東海北陸地方協議会からの要請文書は、諮問後の意見聴取公示又は審議会意見に関する異議申出公示に基づいて提出された関係労働者又は関係使用者からのもの以外の文書ですので、本審終了後に参考として配布することで内容の報告に代えさせていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(発言なし。)</p>
高橋会長	<p>それでは、委員の皆様からは何かありますか。</p>
各委員	<p>(発言なし。)</p>
高橋会長	<p>それでは、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。</p> <p>次回は、7月27日(木)午後2時から開催させていた</p>

	<p>だきます。</p>
--	--------------

本日はありがとうございました。